

官報

號外 昭和二十一年七月十七日

○第九十回 衆議院議事速記録第十七號

昭和二十一年七月十六日(火曜日)

午後二時二十六分開議

議事日程 第十六號

昭和二十一年七月十六日

午後一時開議

第一 聯合國最高司令官に對する感謝決議案(大野伴睦君外十二名提出)

第二 勞働關係調整法案(政府提出)

第三 讀賣新聞社報告

第四 政府カラ提出サレタ法案ハ次ノ通り

第五 政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に關する法律案

第六 議員カラ提出サレタ法案ハ次ノ通り

第七 協同組合法案

第八 提出者

北 勝太郎君 廣生 正藏君

米倉 龍也君 竹山祐太郎君

北 政清君 東 隆君

太田鐵太郎君 船田 亨二君

平野 八郎君 的場金右衛門君

地方競馬法案

提出者

小笠原八十美君 野溝 勝君

廣生 正藏君 佐伯 忠義君

廣澤 濱吉君

恩察稅法中改正法律案

提出者

小笠原八十美君 野溝 勝君

廣生 正藏君 佐伯 忠義君

廣澤 濱吉君

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

提出者

大野 伴睦君 北 吟吉君

官報號外 昭和二十一年七月十七日

衆議院議事速記録第十七號 議長ノ報告 聯合國最高司令官に對する感謝決議案

田中 萬逸君 成島 勇君
西尾 末廣君 中村 高一君
北 勝太郎君 船田 亨二君
中島 茂喜君 正田 敏男君
松原 一彦君 岡田 勢一君
志賀 義雄君

議事ノ異動

香川縣選出議員三木武吉君ガ辭職サ

レタニ付其ノ補闕トシテ福田繁芳君

ガ當選サレタ

宮崎縣選出議員中妻政治君ガ辭職サ

レタニ付其ノ補闕トシテ川越博君ガ

當選サレタ

去十三日吉田内閣總理大臣カラ次

ノ通り發令ガアツタ旨ノ通牒ヲ受領

シタ

復員事務官 森田 俊介

第九十回衆議院會議政府委員附付

ガアツタ

帝國憲法改正案(政府提出)委員

廣生 正藏君 船田 亨二君

廣澤 濱吉君 的場金右衛門君

恩察稅法中改正法律案(政府提出)貴

族院選出議員

廣生 正藏君 佐伯 忠義君

廣澤 濱吉君

恩察稅法中改正法律案(政府提出)委員

廣生 正藏君 佐伯 忠義君

廣澤 濱吉君

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

提出者

大野 伴睦君 北 吟吉君

官報號外 昭和二十一年七月十七日

衆議院議事速記録第十七號 議長ノ報告 聯合國最高司令官に對する感謝決議案

○議長(橋本三三) 第三百五十八番、廣島縣選出議員藤井正男君

○議長(橋本三三) 第三百六十八番、宮崎縣選出議員川越博君

○議長(橋本三三) 日曜第一、聯合國最高司令官に對する感謝決議案ヲ讀ミテ決シマス、其ノ趣旨ヲ聲明シマス

第一 聯合國最高司令官に對する感謝決議案(大野伴睦君外十二名提出)

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

○議長(橋本三三) 第三百五十八番、廣島縣選出議員藤井正男君

○議長(橋本三三) 第三百六十八番、宮崎縣選出議員川越博君

○議長(橋本三三) 日曜第一、聯合國最高司令官に對する感謝決議案ヲ讀ミテ決シマス、其ノ趣旨ヲ聲明シマス

第一 聯合國最高司令官に對する感謝決議案(大野伴睦君外十二名提出)

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

聯合國最高司令官に對する感謝決議案

九年ニ行詔リテ來シタル失業保險
ヲ我國ノ手本トスルヨリハ、寧ろ戰
時中ニ英國ガ鉄リマシタル綜合的
社會保險ノ樹立ヲ、而モ其ノ綜合的
ル社會保險ト云フモノノ背後ハ、巨
大ナル保險資金ニ依リマシテ、一切
我ガ國經濟ノ建設ノ基礎産業ノ開發ノ
生産事業ヲ件ノ所ノ、禁品ナル社會保
險ノ樹立ヲ急ゲコトガ必要デアルト信
ズルノデアリマスガ、之ニ對スル厚生
大臣ノ御所見ヲ承リタイト在ルノデ
アリマス

其ノ次ニモウ一ツ労働者ノ労働爭議
ノ問題ニ入ル前ニ、我々討論シテ置カ
ナケレバナラナイコトハ、今後ニ於テ
マスル労働生活ニ於ケル逼迫セル狀況
デアリマス。我ガ國ノ労働運動ノ過去
ヲ讀取ツテ見マシテ、此ノ法案ガ大體
目標ト致シテ居リマスルヤウナ、異動

フノナル、我ニ國資本主義論ヲ讀ト云
 フモノハ、俄ニセシタルモ
 來、何萬ノ件數ノ中デ殆ド夥々タルモ
 ノデアリマス、一切ノ勞働等議ト云フ
 モノハ、殆ド總テガ、先程申シマス
 投スベカラズ、活力程申シマス
 勞働政策ノ故ニ、已ム得ズ起シタズノ
 勞働等議デアツタノデアリマスルガ、
 其ノ防衛ヲスル爲ニハ、勞働生活ニ對
 シマスル確保デアリマス、之ニ對シテ
 テハ、厚生大臣ハ近キ時日ニ於テ勞働
 保護法ヲ提案スル用意アリト御答ヘニ
 ナリマスシタガ、同時ニ茲デ二ツノコト
 ヲ併セテ御尋ネ致シタイト思フノデア
 リマス
 ソレハ去月十三日ニ政府ハ食糧突破
 對策ニ對シテ御聲明ニツタノデアリ
 マスルガ、其中デ勞働者ノ生活ニ對
 スル重點ノ其ノ物數ヲ記給ト云フコト

ラ拔糸ツテ居リマシシ。同時ニ自主
のナル供出並ニ配給體制ノ確立ト云フ
コトヲ謂ツテ居ラルヘリノデアリマス。
此ノ聲明ニ從ツテ、今日危機サレマス
ル勞働階級ニ對スル時ニ、星島商工大
臣ハ、其ノ勞働生活ニ對スル重點の
ル物資ノ配給ノ方策ヲ如何ニ御考ヘ
ナリ、同時ニ又第三ニハ、此ノ物資配
給ノ體制ニ對シマシテ、私ハ急速ニ全
般のナル配給體制ノ樹立ヲ屢々必要デ
アルト思ヒマスルガ、其ノ配給體制ノ
中デ、一般ノ地域配給ト共ニ、二本建

ノ保護助成ニ依リ勞働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ」此ノ圖ルコトニ依ツテ經濟上之興隆ニ與ハルカ云フコトガ目的ナクテ居ル、是ハ明カニ讀シテ字ノ如ク、勞働者自身ノ利益ヲ考ヘ、勞働者ノ其基本的人權ヲ尊重セラルト云フ立法精神ニ基イテ立案サレタル法律ニアラズ思ツテ居ル、然ルニ昨年ノ十二月労働組合法ガ此ノ趣旨ヲ制定サレテマダ今般目今般政府ヨリ提案サレテ労働關係調整法案ノ第一條ニハ「労働組合法と相俟つて、労働關係の公正な調整を圖り、労働争議を豫防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もつて經濟上の隆盛に寄與することを目的とする。」ト言ツテ居ル、労働爭議ヲ豫防スル、宛ラ傳染病ノ如クニ労働爭議ヲ取扱フテ居ル「労働組合法」と相俟つて、斯ウ云フコトガ労働組合法ト稱フツコトガ出來ルカドウカ、是ハ勞動組合結合ノ際ニ懸レテ、ト云フ間違ヒデハナクカト云フ。私ハモチ持ツテ居ル「金指手」案「二本案」其本意は法律機關ハ、労働組合法ヲ立法ノ根本精神ヲ全ク相反スルモノデアルト私ハ斷言致シマス（金指手換言スレバ、労働組合ハ勞働者ノ利益爲メニ、今般提出シタル此ノ労働關係調整法案ハ資本家ノ利益ノ爲ニ此ヲ労働者ノ互ヒニ相矛盾スル立憲精神ニ依ツテ立案サレタモノデアルト私ハ首肯致シテ居リマス、此ノ兩者ノ間ニ、國家意思アル所ノ立憲精神ノ一貫性ト云フモノガアリマス、即チ自ラ改火ヲシテ置きナガラ、消火ヲシヨ、消火ヲシテ獎勵シテ居ルノト同ジナルヤイマス、私ハ茲デ徒ランニ資本家ノ利益ヲ或ハ私有財産ヲ否認セントハルモノデアリマセズ、日本再建ノ爲ニ私ハ此ノ資本ノ需要ヲ承認シテ居ルノデアリマス、併シケル以上ニ、敗戦後々日本ニ於ケル勤勞階級、労働者ノ勤勞意欲ト云フモノハ、資本家ノ資本ヨリ以上ニ、現下ノ日本ニ取ツテハ、有効ナル、又重要ナル無形資本ト云フハ思ツテ居リマス（拍子）故ニ本案

如ク徒ランニ労働者（勤勞）ハヤウナ法律ヲ作ツテ、其ノ結果労働者ハ自暴自棄ニ陥リ、遂ニハ勤勞意欲ノ低下ヲ來シ（來シマシテ、本案ノ目的ヲ阻礙スル

ハ公共ノ福祉ヲ損ヒトシテ居リマス
ソレカラ最後ニ戰争ノ犧牲ニナルタ
氣ヲ毒ナ御方ニ對シテハ、深甚ニナッ
情ヲ我々ハ禁ジ得ナイモ、デアリマス
テ、政府ニ出來ルダケノ方法ヲ講ジテ
居リマス

〔國務大臣田中耕太郎君發聲〕
○國務大臣田中耕太郎君發聲 教員ノ爭
議行為ノ禁止ノ問題ニ付テ御答ヘ致シ
マス、教員ガ争議行為ヲナスコトガ不
適當デアリト云フコトニ付キマス、ハッ
キリ此處デモウ一遍繰返シテ申上ゲテ
置キマス、ソレヲ法文デ以テ規定スル
キヤホト云フ問題ニナリマス、是ハ
議論ノ餘地アル所デアリマス、現在
ノ所、私ハ教員ノ品位及自己覺ニ満足
ノ信頼ヲ置キマス、之ヲ法文ニ表ハ
ス必要ハナイト云フ風ニ存ジテ居ル次
第デアリマス

〔拍手〕
次ニ御質問ノ第三點デザイマス
シテ、私ガ教職員ハ日常ノ生活問題ニ關
シデ出ニ出スベキモノデハナイ、武士
ハ食ハネド高揚式ノ封建的ナ教員觀
ヲ持ツテ居ルノデハナイカト云フ御質
問デアリマス、教職員ト雖モ君子
デモアリマセシテ、聖人デモアリマセ
ス、一般ニハ多數ノ教職員モヤハリマ
間デアリマス、ソレデアリマス、カテ聖
人君子デハゴザイマス、全部ニ對シテ要求
スルモノデハゴザイマス、隨テ日常
ノ生活ノ問題ニ付テ我々ハ本當ニ懇切
ニ御相談ニ與ツテ居ルノデアリマス、
隨テ私ハ若シ武士ハ食ハネド高揚式
ノ封建的ナ教員觀ヲ持ツテ居リマセ
バ、日モ此ノ職ニ當ツテハ居リマセヌ
〔拍手〕

〔國務大臣平塚常次郎君發聲〕
○國務大臣平塚常次郎君發聲 運賃値上
ニ付テ御答ヘ致シマス、運賃ハ機動的
性質ヲ持ツテ居リマス、ノデ、其ノ變
更ニ當リテ居リマセヌ、議會ニ掛ケル意
思ヲ持ツテ居リマセヌ、從來運賃ノ値
上ハ、運賃審議委員會ニ於テ十分審議
シテ變更シテ居ツタノデアリマス、
併シナガラ將來ハ、今回新タニ鐵道
會議ヲ設置致シマス、其設置ニ當
リマシテ、其ノ委員ノ選任ニ當リマス
テハ、民主的ニ其衆兩院議員並ニ各種
團體ノ關係者ヲ以テ廣ク人ヲ選ビマシ

テ、サウシテ組織シタノデアリマス、
隨テ今後運賃ノ改正ノ必要ナル場合
ニハ、此ノ會議ニ諮リ、十分民意ヲ酌
取ツテ變更スル考ヘデアリマス。
○議長(樋貝詮三君) 石田君ニ申上デ
マス、豫メ御通告アリマセヌデシ
タカラ、商工大臣ト通信大臣ハ出席致
シテ居リマセヌ。モウ宜シウゴザイ
マスカ。
○石田一松君 先程大藏大臣ノ御病氣
デアルト云フコトハ聞イテ居リマシ
タ、但シ只今ノ御答辯ニ付テ一寸申上
デマス、公共ノ利益ヲ政府ハ考ヘテ居
ルトハ何ゾヤツタガ、然ラバ公共ノ利益
トハ何ゾヤツタコトニナリマス、私
ノ今言ツタ勤勞階級、働カナレバ食
ベラレナイハ公共ノ利益ノ中ニ入ツ
テ居ナイカト云フコトヲ言ヒタイノデ
アリマス。

○議長(樋貝詮三君) 石田君ニ申上デ
マス、長イノデスカ。
○石田一松君(續) イエ直グデアリマ
ス、而モ公共ノ利益ヲ圖ルコトハ分ツ
テ居ルガ、最大多數ノ最大利益ヲ圖ル
ノ公共ノ利益デハナイカト云フコト
アリマス。
第二ニハ此ノ法案ヲ作ツタノハ、二
ツ作ル必要ガアツタカラ作ツタハ何
ト云フ御答辯デアルカ、二ツ作ル理由
ガアルナラバ、其ノ理由ヲハツキリ答
ヘテ貰ヒタイト云フデアリマス、生
産管理其ノ他ニ付テ文相ノ御答辯ハ、
私ノ思ツタ通りノ御答辯ヲ戴キマシテ
満足デアリマス、又運輸大臣ノ懇切ナ
ル御答辯ニモ満足致シマス、唯今ノ點
ニ付テ厚生大臣ニモウ一遍御答辯願
ヒタイ。

○國務大臣(河合良成君) 只今ノ重ネ
テノ御質問ニ對シテ御答ヘ致シマス、
公共ノ利益ニ理由ヲ附セネバナリナイ
ト云フヤウナ點ナドガ、非常ニ面白
イ含ミノアルコトデアリマシテ、結局勞
働者ノ權利ト云フモノガ、公共ノ利益
ト巧ミナ調和ヲ持ツテ行カナクチャナ
ラヌト云フ意味ト考ヘマス、ソレデ何
ガ公共ノ利益デアルト云フコトハ、一
寸此處デ御答辯ルノモ困リマス、ガ、勿
論國民全體ノ利益、最大多數ノ利益デ
アルト云フコトハ疑ヒアリマセヌ、併シ

ナガラソレト勞働權トノ交錯、或ハ經
營權トノ交錯ト云フ問題ニナツテ來マ
スト、色々ノ場面ガアリマスト云フコ
トデ、其ノ場面々々ニ付テ問題ヲ具體
的中上ゲルヨリ仕方ガナイト思ヒマ
ス。
ソレカラ第二ノ點ノ必要ガアルカラ
ト申シマシタノハ、御尋ネノ趣旨ガ形
式的ニ一ツノ法カニツツ法カト云フ
コトニ承リマシタ、内容ノ點ニ付テ
斯ウアルベキダガ、何故斯ウシナイ
カト云フ御尋ネト拜承シナカツタ爲
メ、ソレデ必要ガアルト簡單ニ申
シマシタ趣旨デアリマシテ、其ノ
必要ト申スノハ碎イテ申シマスレバ、
調停、仲裁等ノコトハ勞働組合法ニ極
ク簡單ニ書イテアリマスケレドモ、調
整法デソレヲ受ケマシテ、勞働組合法
トノ關係ニ於テ、或ル意味ニ於テ私法
的ノ法律ト云フ意味モ盛ツテ之ヲ書カ
ネバナラヌト云フ必要モアツタ、是ガ
第一デアリマス、モウ一ツノ理由ハ勞
働會議權ト云フモノハ無限ナモノデハ
アリマセヌ、ソレデヤハリ公共ノ福祉
トノ間ニ調和ヲ求メナクテハナラヌ
ノデアリマス、其ノ調和點ヲ如何様ニ
求メルカ、現ニ例ヘバ山ノ手線ノア
ノ、トライイニシマシテモ、皆日常生
活ニ困ツタト云フコトハ現實ノ事實デ
アリマス、ソレカラ又官吏ガ「スト
イキ」デモヤリマシタナラバ、國務ハ
直チニ停滯スル、サウスレバ政府ト云
フモノハドウスルカ、是ハヤハリ公共
ノ福祉上非常ニ重大ナ問題ト思ヒマ
ス、サウ云フ日常生活ノ確保、又公務
ノ執行、公共事務ノ執行ト云フヤウナ
點ニ付テ、是ハ公共的ノ見地カラハ議
權ト云フモノニ一ツノ制限ヲ置カナク
チャナラヌ、是ハ何處ノ國ニモアルコ
トデアリマス、サウ云フ意味ニ於テ此
ノ法律ガ必要ナ一面ヲ持ツテ居リマ
ス、サウ云フ理由ガ別ノ法律ヲ作リマ
シタ、併シ是ハ絕對的トハ申シマセ
ヌ、若シ時ノ關係ガアリマシタラ、此
ノ次ニ作ル勞働保護法モ調整法モ勞働
組合法モ一ツニ作ルト云フコトハ不可
能ナリトハ言ヘナイ、時ノ關係モア
リ、又物ノ本末ト云フ關係モアルト思
ヒマシテ、斯ウ云フ風ニ二ツニ作ツタ
趣旨デアリマス。(拍手)

○石田一松君 何處質問致シマシテモ
同ジコトデアリマスカラ、是デ終リマ
ス。
○議長(樋貝詮三君) 是ニテ質疑ハ終
了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベ
キ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス。
○山口喜久一郎君 本案ハ議長指名三
十六名ノ委員ニ付テセラレンコトヲ望
ミマス。
○議長(樋貝詮三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ。
○議長(樋貝詮三君) 呼ブ者アリ。
○議長(樋貝詮三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、
是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、次
會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シ
マス、本日は是ニテ散會致シマス。
午後四時二十八分散會

○石田一松君 何處質問致シマシテモ
同ジコトデアリマスカラ、是デ終リマ
ス。
○議長(樋貝詮三君) 是ニテ質疑ハ終
了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベ
キ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス。
○山口喜久一郎君 本案ハ議長指名三
十六名ノ委員ニ付テセラレンコトヲ望
ミマス。
○議長(樋貝詮三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ。
○議長(樋貝詮三君) 呼ブ者アリ。
○議長(樋貝詮三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、
是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、次
會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シ
マス、本日は是ニテ散會致シマス。
午後四時二十八分散會

定價 一部 七十錢

發行所 東京都麹町區大平町
電話九ノ内三三二
振替東京一九〇〇 圖書局